

## ◆新理事長就任について

令和4年6月23日（木）、東京ガーデンパレス（東京都文京区）において連合会総会並びに理事会を開催し、役員改選が行われ、田村清克氏（石川）が新理事長に就任いたしました。

### 新理事長ご挨拶

各産地組合並びに組合員の皆様方におかれましては、日頃より当連合会の運営に対しまして、暖かいご支援とご協力をいただき心から感謝申し上げます。

このたび、6月23日開催の総会・理事会において推挙され、理事長に就任することになりました。

現在、業界を取り巻く環境は数々の課題が山積しておりますが、皆様方のお力添えをいただきながら一步一步前進できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

日本撚糸工業組合連合会

理事長 田村清克

正副理事長は次のとおりです。（敬称略）

理事長 田村清克（新任）、副理事長 鈴木行弘（留任）、同 伊藤裕皖（新任）、  
同 中村堯規（留任）、同 宮川久樹（新任）。

新任の理事及び監事は次のとおりです。（敬称略）

理事 北村 勝（石川）、同 清水健治（石川）。 監事 山田雅浩（福井）、同 伊庭茂伸（滋賀）

## ◆低濃度PCB廃棄物の処分について

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、昭和40年代まで、主に電気機器の絶縁油として使用されていました。その後、毒性が明らかになり、人の健康及び生活環境に係る被害が生じるおそれがある物質であることから、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)に基づき、定められた期限までに適正に処理することとされています。

製造後30年以上経過した古い電気機器の絶縁油は、PCBにより汚染されている可能性があります。

これらの機器のうち、PCB濃度が0.5mg/kgを超え5000mg/kg以下のものを廃棄する場合は、低濃度PCB廃棄物として令和9年3月31日までに処分しなければなりません。

まずは、現在お使いの古い電気機器をご確認ください。

### 低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイト

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>

### 低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331008/20220331008-1.pdf>

## ◆「適正取引支援サイト」について

経済産業省 中小企業庁では、下請関係等にある中小企業者が取引先との価格交渉を行う上で必要なノウハウ、下請法などの基本的な法律の知識などについて学べる「適正取引支援サイト」を提供しています。是非一度ご覧ください。 <https://tekitorisupport.go.jp/>

「適正取引支援サイト」では以下のコンテンツを提供しています。

- ・ 適正取引講習会 eラーニング
- ・ 適正取引講習会オンライン
- ・ 下請取引適正化シンポジウム
- ・ 下請取引適正化推進講習会

## ◆新型コロナウイルス対策関連について

経済産業省や厚生労働省等による新型コロナウイルス関連支援策等が以下のHPに掲載されています。

### ■新型コロナウイルス感染症関連（経済産業省の支援策）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

### ■新型コロナウイルス感染症について（厚労省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

### ■新型コロナウイルス感染症への対応（外務省）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/p\\_pd/pds/page25\\_002019.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/pds/page25_002019.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

### ■新型コロナウイルス感染症について（外国人技能実習機構）

<https://www.otit.go.jp/CoV2/>

## ◆その他中小企業関連ホームページ等について

### I 税制に関する窓口及び相談機関

#### ① 国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局(事務所)に税務相談所が設置されており、国税に関する質問又は相談にも応じてします。質問等には決まった手続や形式はなく、口頭でも電話でも差し支えありません。

国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>

⇒各種手続き概要・届出書等の様式などが掲載されています。

#### ② 地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村には、その規模の大小に応じて、それぞれ税務部(課)を設け、税の相談に応じています。各自治体にお問い合わせください。

## II 各種中小企業支援について

- ① 中小企業庁ホームページ<http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援策について掲載されています。

- ② ミラサポplusホームページ<https://www.mirasapo.jp/features/policy/vol89/index.html>

ミラサポplusは、中小・小規模事業者の未来をサポートするサイトです。

- ③ 経済産業省ホームページ<http://www.meti.go.jp/>

経済産業省の施策全般について掲載されています。

## III その他

繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画

 繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画（第3版）

<http://www.jtf-net.com/news/PDF/210913%20jisyukodo-4th.pdf>

2030年にあるべき繊維業界への提言 ～ 伝統から未来への設計図（New Design 2030）～

 「2030年のあるべき繊維産業への提言」

[http://www.jtf-net.com/news/PDF/200303\\_2030Teigen\\_Rev..pdf](http://www.jtf-net.com/news/PDF/200303_2030Teigen_Rev..pdf)